

農業経営収入保険の保険料標準率の算定方式について

令和 6 年 5 月
農 林 水 産 省

農業経営収入保険の保険料標準率の算定方式の考え方

<諮問文(算定方式の考え方)>

令和7年1月1日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係に適用する保険料標準率は、次により算定する。

1 保険料標準率

1 保険料標準率

(1) 保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、過去一定年間の基礎被害率の平均値に安全率を加えて算定する。

※3(2)の異常保険料標準率(再保険料基礎率)の1/2カット措置を反映(算定した保険料標準率から1/2カット相当分の率を差し引いて設定)

(2) 各年の基礎被害率は、保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、各年の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを用いる。

○「保険料標準率」とは、保険料率の基礎となる率。これを基に設定した危険段階区分別保険料を加入者の保険料率として適用する。

○「保険限度額区分」とは、基準収入に対する保険限度額の割合(いわゆる補填の発動ライン)。農業者が次の中から加入時に選択する。

90%、88%、85%、83%、80%、78%、75%、70%、65%、60%、55%、50%

○「補償の下限の割合」とは、基準収入に対する補償の下限の割合。農業者が次の中から加入時に選択することができる。

70%、60%、50%

○ 保険料標準率は次のとおり算定する。

保険料標準率

= 各年の基礎被害率の平均値 + 安全率

○「過去一定年間」として、直近10年間のデータを用いる。

(収入保険は価格下落など幅広いリスクが対象のため、自然災害のみを対象とする共済の直近20年間より短期間のデータを用いる)

1 保険料標準率(続き)

- 制度開始前である平成30年以前については、以下のデータに基づく被害率を各年の基礎被害率とする。

＜平成29年以前の被害率＞

調査委託事業の農業収入金額のデータのうち、加入意向者のデータについて、

- ・ 該当年の過去5年前までの収入金額の平均(5中5、4中4、3中3、2中2)を基準収入とし、基準収入に保険限度額区分の割合を乗じたものを保険限度額とし、保険限度額に支払率を乗じたものを保険金額とする。
- ・ 該当年の収入金額が、保険限度額を下回り、保険金の支払がある場合、被害率を算定する。

＜平成30年の被害率＞

令和元年の収入保険加入者の農業収入金額データについて、平成29年までの調査委託事業に基づく算定方法と同様に算定する。

- (※) 1 当時の営農計画の把握は困難であるため、営農計画を考慮した基準収入の補正は行わない。
- 2 規模拡大特例は、当時の経営面積の把握は困難であるため、加味しない。
- 3 収入上昇傾向特例は加味するが、当時の営農計画の把握は困難であるため、営農計画を考慮した基準収入の補正に代えて、過去5年間のうち最も高い収入金額を上限とした基準収入の補正を行う。

- 各年の実績金額被害率は次のとおり算定する。
実績金額被害率(%) = 支払われた保険金 ÷ 保険金額

1 保険料標準率(続き)

<安全率について>

○ 安全率は、農業共済と同様に以下により算出する。

安全率＝各年の基礎被害率の標準偏差×一定の係数(※)

※ 一定の係数は、各年の基礎被害率を踏まえ、引き続き、保険料標準率が今後長期的に見込まれる被害率の平均を下回る確率が相当程度低くなる(1%に設定)ようt分布を用いて算出(一定の係数は0.9)。

<安全率の算出に用いる係数0.9の算出>

料率算定に 用いるデー タの年数① n	保険料標準 率が今後長 期的に見込 まれる被害 率の平均を 下回る確率 ② p	標本標準 偏差に 乗じる 一定の係 数	備考
20年	20%	0. 2	農作物共済
20年	5%	0. 4	果樹共済・ 畑作物共済
10年	1%	0. 9	収入保険

※ t分布表

n-1 \ p	0.2	0.1	0.05	0.025	0.01
1	1.376	3.078	6.314	12.706	31.821
2	1.061	1.886	2.920	4.303	6.965
3	0.978	1.638	2.353	3.182	4.541
4	0.941	1.533	2.132	2.776	3.747
5	0.920	1.476	2.015	2.571	3.365
6	0.906	1.440	1.943	2.447	3.143
7	0.896	1.415	1.895	2.365	2.998
8	0.889	1.397	1.860	2.306	2.896
9	0.883	1.383	1.833	2.262	2.821
10	0.879	1.372	1.812	2.228	2.764
11	0.876	1.363	1.796	2.201	2.718
12	0.873	1.356	1.782	2.179	2.681
13	0.870	1.350	1.771	2.160	2.650
14	0.868	1.345	1.761	2.145	2.624
15	0.866	1.341	1.753	2.131	2.602
16	0.865	1.337	1.746	2.120	2.583
17	0.863	1.333	1.740	2.110	2.567
18	0.862	1.330	1.734	2.101	2.552
19	0.861	1.328	1.729	2.093	2.539
20	0.860	1.325	1.725	2.086	2.528

・上の表の①n=10年、②p=1%と、t分布表に基づく算定式 $\frac{t}{\sqrt{n-1}}$ から、 $\frac{2.821}{\sqrt{10-1}}=0.9$

・「通常保険料標準率に係る安全率」は、各年の基礎被害率のうち通常標準被害率以下の部分の標準偏差に、同様の考えによる一定の係数0.9を乗じたものとなる。

・「異常保険料標準率に係る安全率」は、安全率全体から、「通常保険料標準率に係る安全率」を差し引いたものとなる。

1 保険料標準率(続き)

- 「必要に応じて修正を行う」とは、加入実績のない保険限度額区分及び補償の下限の割合についても、加入実績のあるものから換算して、被害率を算定するほか、令和7年以降の加入者に適用される制度の見直しを反映して被害率を補正することをいう。

【参考】被害率の算定に用いたデータ数

	H25	H26	H27	H28	H29		H30	R1	R2	R3	R4
個人 経営体	3,834	3,775	3,712	3,624	3,664	個人 経営体	18,876	20,048	31,452	52,087	69,622
法人 経営体	1,212	1,126	1,075	1,062	1,069	法人 経営体	2,385	2,473	4,323	6,469	7,980
計	5,046	4,901	4,787	4,686	4,733	計	21,261	22,521	35,775	58,556	77,602
うち 加入 意向者	2,081	2,080	2,079	2,060	2,059	うちH25 データ 使用	1,200				

2 通常標準被害率

2 通常標準被害率

保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に各年の基礎被害率の標準偏差を付加したものを通常標準被害率とする。

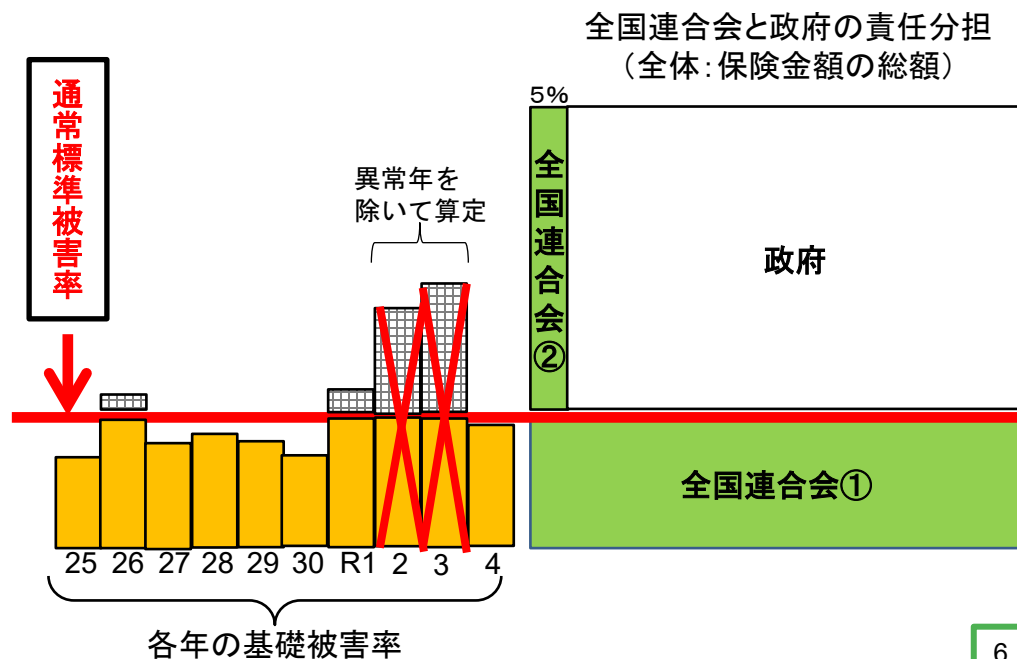
○「通常標準被害率」とは、金額被害率のうち通常起こり得る比較的軽微な被害に対応した部分を区分する率。通常標準被害率以下の被害率に対応する保険金については、全額全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）が支払責任を負う。

○ 通常標準被害率は、次のとおり算定する。

通常標準被害率

＝各年の基礎被害率の平均値＋各年の基礎被害率の標準偏差

※ 新型コロナウイルス感染症等により大きな影響を受けた令和2年及び3年の基礎被害率は除いて算定する



3 通常保険料標準率等

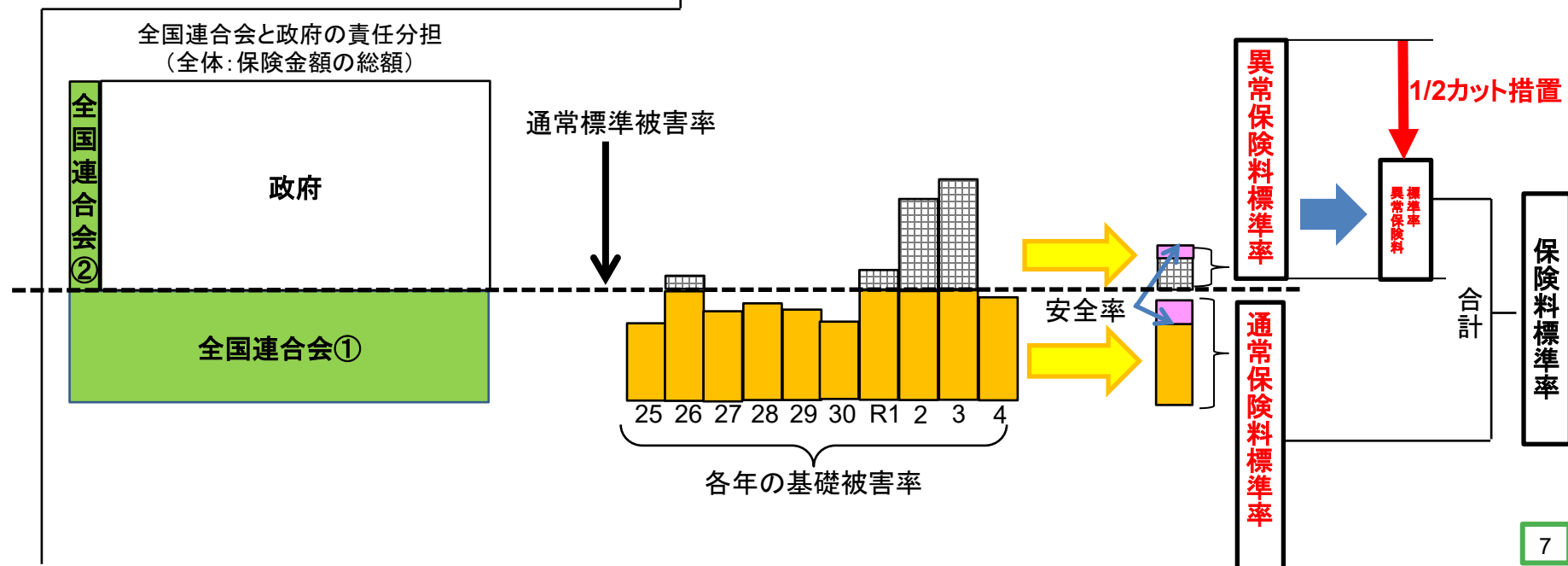
3 通常保険料標準率等

(1) 通常保険料標準率は、保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、各年の基礎被害率のうち、通常標準被害率以下の部分の平均値を算定し、その平均値に安全率を付加したものを用いる。

(2) 保険限度額区分ごと、補償の下限の割合ごとに、保険料標準率と通常保険料標準率の差から異常保険料標準率（再保険料基礎率）を算定。

さらに、算定した異常保険料標準率（再保険料基礎率）に令和5年から適用している1/2カット措置を引き続き実施。

- 「通常保険料標準率」とは、通常標準被害率以下の被害（これに対応する保険金は全額全国連合会が支払責任を負う）に対応する保険料標準率。
- 「異常保険料標準率（再保険料基礎率）」とは、通常標準被害率を超える被害（これに対応する保険金の95%は再保険により政府が対応）に対応する保険料標準率。
- 「1/2カット措置」とは、令和3年12月に行政改革推進会議から、農業再保険勘定の積立金が微増傾向にあることを踏まえ、積立金の増加を抑制する観点から、財源となる「再保険等の率の設定の仕組みを見直す必要がある」との指摘を受けたもので、算定した異常保険料標準率を1/2に抑制する措置。



【参考】基礎被害率の平均

単位：(%)

保険限度額区分	補償の下限	現行の算定に用いたH22～R1の平均①	今回の算定に用いた基礎被害率											②／①
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1※	R2※	R3※	R4※	H25～R4平均②	
90	－	3.385	2.936	4.965	3.691	3.367	3.417	2.967	5.002	5.736	7.645	4.695	4.442	131.2
	50	3.225	2.824	4.815	3.521	3.092	3.169	2.859	4.804	5.486	7.405	4.504	4.248	131.7
	60	3.051	2.676	4.587	3.382	2.837	2.957	2.705	4.539	5.150	7.060	4.286	4.018	131.7
	70	2.689	2.333	4.057	3.015	2.432	2.635	2.385	3.928	4.439	6.202	3.798	3.522	131.0
88	－	2.976	2.579	4.361	3.249	3.031	3.043	2.593	4.444	5.107	6.768	4.100	3.928	132.0
	50	2.813	2.464	4.208	3.076	2.750	2.789	2.482	4.242	4.852	6.522	3.904	3.729	132.6
	60	2.635	2.313	3.975	2.933	2.488	2.573	2.324	3.971	4.507	6.169	3.682	3.494	132.6
	70	2.265	1.962	3.433	2.557	2.074	2.243	1.997	3.346	3.781	5.292	3.183	2.987	131.9
85	－	2.453	2.135	3.588	2.665	2.595	2.557	2.121	3.702	4.268	5.572	3.330	3.253	132.6
	50	2.284	2.016	3.430	2.485	2.303	2.293	2.006	3.492	4.004	5.318	3.127	3.047	133.4
	60	2.100	1.860	3.188	2.337	2.033	2.070	1.844	3.211	3.647	4.953	2.897	2.804	133.5
	70	1.716	1.495	2.627	1.947	1.603	1.725	1.504	2.564	2.895	4.044	2.380	2.278	132.8
83	－	2.156	1.887	3.134	2.326	2.344	2.280	1.857	3.264	3.779	4.862	2.889	2.862	132.7
	50	1.982	1.765	2.971	2.142	2.046	2.011	1.739	3.049	3.508	4.602	2.682	2.652	133.8
	60	1.794	1.605	2.724	1.991	1.768	1.781	1.573	2.762	3.143	4.228	2.446	2.402	133.9
	70	1.400	1.231	2.147	1.590	1.328	1.427	1.225	2.100	2.373	3.297	1.917	1.864	133.1
80	－	1.779	1.570	2.554	1.896	2.018	1.930	1.520	2.650	3.239	3.968	2.382	2.373	133.4
	50	1.599	1.443	2.386	1.705	1.709	1.650	1.398	2.466	2.885	3.608	2.088	2.134	133.5
	60	1.404	1.277	2.129	1.548	1.421	1.412	1.225	2.181	2.506	3.232	1.851	1.878	133.8
	70	0.993	0.889	1.526	1.128	0.961	1.034	0.864	1.500	1.701	2.284	1.309	1.320	132.9

※R1～R4の基礎被害率は特例の運用改善を反映

続く

【参考】基礎被害率の平均(続き)

単位: (%)

保険限度 額区分	補償の 下限	現行の算定に 用いたH22～R1の 平均①	今回の算定に用いた基礎被害率											②／①
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1※	R2※	R3※	R4※	H25～R4 平均②	
78	－	1.570	1.390	2.225	1.670	1.834	1.735	1.332	2.371	2.775	3.397	2.010	2.074	132.1
	50	1.385	1.260	2.053	1.474	1.516	1.447	1.207	2.142	2.486	3.120	1.789	1.849	133.5
	60	1.185	1.090	1.789	1.312	1.221	1.203	1.029	1.837	2.098	2.722	1.538	1.584	133.7
	70	0.760	0.689	1.166	0.877	0.745	0.806	0.658	1.132	1.278	1.732	0.975	1.006	132.4
75	－	1.303	1.158	1.799	1.375	1.602	1.490	1.091	1.941	2.296	2.711	1.622	1.709	131.2
	50	1.101	1.022	1.620	1.171	1.271	1.191	0.867	1.703	1.997	2.422	1.392	1.466	133.2
	60	0.902	0.845	1.345	1.002	0.964	0.936	0.775	1.386	1.593	2.008	1.131	1.199	132.9
	70	0.453	0.421	0.686	0.535	0.461	0.503	0.386	0.653	0.740	0.979	0.546	0.591	130.5
70	－	0.960	0.839	1.283	0.978	1.283	1.184	0.787	1.381	1.668	1.856	1.153	1.241	129.3
	50	0.754	0.694	1.091	0.759	0.930	0.863	0.647	1.126	1.346	1.547	0.907	0.991	131.4
	60	0.530	0.498	0.796	0.576	0.599	0.588	0.449	0.785	0.914	1.103	0.627	0.694	130.9
65	－	0.719	0.614	0.912	0.728	1.035	0.960	0.570	0.982	1.212	1.272	0.833	0.912	126.8
	50	0.496	0.458	0.704	0.492	0.653	0.613	0.419	0.707	0.866	0.939	0.568	0.642	129.4
	60	0.249	0.236	0.381	0.285	0.292	0.307	0.204	0.341	0.400	0.462	0.267	0.318	127.7
60	－	0.539	0.447	0.623	0.535	0.840	0.785	0.412	0.695	0.880	0.878	0.613	0.671	124.5
	50	0.297	0.277	0.397	0.277	0.426	0.405	0.248	0.397	0.505	0.517	0.326	0.378	127.3
55	－	0.406	0.322	0.425	0.407	0.674	0.630	0.294	0.492	0.629	0.611	0.453	0.494	121.7
	50	0.139	0.134	0.177	0.120	0.213	0.208	0.115	0.167	0.220	0.218	0.140	0.171	123.0
50	－	0.318	0.239	0.318	0.350	0.569	0.501	0.205	0.357	0.450	0.433	0.344	0.377	118.6

※R1～R4の基礎被害率は特例の運用改善を反映

【参考】農業経営収入保険の保険料標準率等の算定結果

単位：(%)

保険 限度額 区分	補償の 下限	通常 標準 被害率	通常 保険料 標準率 A			異常 保険料 標準率 B=(C+D)/2			保険料 標準率 A+B	保険料 標準率 (現行)
			うち 被害率の 平均値	うち 安全率		うち 被害率の 平均値C	うち 安全率D			
90	—	4.697	4.687	3.986	0.701	0.511	0.456	0.565	5.198	4.370
	50	4.510	4.493	3.801	0.692	0.501	0.447	0.554	4.994	4.173
	60	4.282	4.269	3.597	0.672	0.472	0.421	0.524	4.741	3.944
	70	3.767	3.760	3.164	0.596	0.404	0.358	0.449	4.164	3.463
88	—	4.142	4.129	3.516	0.613	0.461	0.412	0.511	4.590	3.865
	50	3.949	3.928	3.326	0.602	0.452	0.403	0.501	4.380	3.661
	60	3.715	3.698	3.117	0.581	0.423	0.377	0.469	4.121	3.426
	70	3.187	3.182	2.676	0.505	0.350	0.311	0.391	3.532	2.931
85	—	3.421	3.404	2.909	0.495	0.386	0.344	0.428	3.790	3.211
	50	3.218	3.191	2.710	0.481	0.378	0.337	0.419	3.569	2.997
	60	2.974	2.951	2.494	0.457	0.349	0.310	0.388	3.300	2.751
	70	2.426	2.415	2.036	0.379	0.274	0.242	0.306	2.689	2.235
83	—	3.001	2.984	2.559	0.426	0.340	0.303	0.376	3.324	2.837
	50	2.792	2.764	2.355	0.409	0.332	0.297	0.368	3.096	2.615
	60	2.541	2.516	2.133	0.383	0.303	0.269	0.337	2.819	2.363
	70	1.979	1.966	1.663	0.302	0.227	0.201	0.254	2.193	1.830
80	—	2.464	2.459	2.117	0.342	0.285	0.256	0.315	2.744	2.357
	50	2.239	2.208	1.895	0.314	0.266	0.239	0.292	2.474	2.124
	60	1.982	1.954	1.666	0.287	0.236	0.212	0.261	2.190	1.860
	70	1.399	1.383	1.178	0.205	0.159	0.142	0.176	1.542	1.304

続く

【参考】農業経営収入保険の保険料標準率等の算定結果(続き)

単位: (%)

保険 限度額 区分	補償の 下限	通常 標準 被害率	通常 保険料 標準率 A			異常 保険料 標準率 B=(C+D)/2			保険料 標準率 A+B	保険料 標準率 (現行)
			うち 被害率の 平均値	うち 安全率		うち 被害率の 平均値C	うち 安全率D			
78	－	2.167	2.157	1.864	0.293	0.233	0.210	0.255	2.390	2.087
	50	1.937	1.910	1.644	0.266	0.229	0.205	0.253	2.139	1.847
	60	1.667	1.642	1.406	0.235	0.199	0.178	0.221	1.841	1.576
	70	1.063	1.050	0.900	0.150	0.119	0.106	0.133	1.169	1.001
75	－	1.786	1.774	1.548	0.226	0.182	0.161	0.203	1.956	1.738
	50	1.545	1.530	1.309	0.221	0.171	0.157	0.185	1.701	1.484
	60	1.256	1.236	1.068	0.168	0.146	0.131	0.161	1.382	1.206
	70	0.622	0.615	0.534	0.081	0.064	0.057	0.071	0.679	0.598
70	－	1.316	1.313	1.146	0.167	0.109	0.095	0.122	1.422	1.291
	50	1.040	1.032	0.896	0.136	0.103	0.095	0.111	1.135	1.022
	60	0.730	0.718	0.626	0.093	0.074	0.068	0.080	0.792	0.714
65	－	0.993	0.990	0.858	0.132	0.060	0.054	0.067	1.050	0.976
	50	0.681	0.679	0.593	0.086	0.054	0.049	0.059	0.733	0.678
	60	0.342	0.340	0.296	0.044	0.022	0.022	0.023	0.362	0.340
60	－	0.761	0.758	0.637	0.121	0.030	0.034	0.027	0.788	0.731
	50	0.410	0.408	0.356	0.052	0.025	0.022	0.028	0.433	0.409
55	－	0.588	0.576	0.475	0.102	0.017	0.019	0.014	0.593	0.551
	50	0.195	0.193	0.163	0.030	0.007	0.008	0.006	0.200	0.192
50	－	0.475	0.450	0.365	0.085	0.012	0.012	0.012	0.462	0.434